

2011年7月6日

「原料原産地の拡大の進め方に関する調査会」意見書

消費者委員会食品表示部会
「原料原産地の拡大の進め方に関する調査会」委員
NPO法人日本消費者連盟事務局長
山浦康明
Email yamaura@nishoren.org

「原料原産地拡大について」

1. 原料原産地表示に対する基本的な考え方の整理

「JAS法における原産地の表示の取り扱いの歴史的経過」

- ・産地間によって明確に品質の差異があるものにつき表示させる
- ・産地の多様化により原産地に基づく品質の差異を消費者が意識しはじめる
- ・加工食品については、その当時は原材料の原産地の違いが製品の品質の差異に与える影響が多くない、と考えられていたことからすべての加工食品の原料原産地表示を義務付けてこなかった。
- ・原料調達先のグローバル化（開発輸入の広がり、遺伝子組み換え食品の登場、食品添加物や農薬の規制の多様化、ポストハーベスト農薬の使用などが進んだことなど）が進展する中で、原料原産地表示が重要視されるようになった。
 - * 産地が原料の調達先を指すのか加工地を指すのかということがらは問題点の1つにすぎない。
- ・加工度の程度が高いか、低いかの違いよりも、原料の原産地を意識して消費者が選択するようになった
- ・JASは、品質に関する適正な表示を行なわせることにより消費者の商品選択に資することを目的とする法律であるが、消費者庁では食品表示の一元的な法体系のあり方を論じていることから、そうした議論に資する課題を提起したい。

2. 原料原産地表示の目的と進め方

(1) 目的

了解

(2) 進め方

商品選択のための情報提供方法

米トレーサビリティ法（法律第26号 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）によって、事業者間取引であっても伝票や包装に産地を記載する必要がある。小売の場合も商品に産地名か産地情報を入手できる連絡先を明記する必要となる。レストランなどでも米飯類は産地情報を伝達しなければならない。

これは2008年の事故米問題をきっかけに始まった制度改正だが、消費者が商品の素性

を知ることができるようになったことから、価格ばかりでなく、食料自給率、環境配慮、農業振興につながる商品・事業者を消費者が選択できる環境が整い始めた。

表示方法については商品にラベルで表示するとともにホームページへの掲示や店頭での情報提供も認めることも考えられる。

わかりやすい表示の重要性

切り替え産地を列挙する可能性表示については、年度始めの原料原産地表示を認めその後の変化を許容する方法、大括り表示を許容することもありうる。輸入中間加工品の原産地表示などの案が挙げられた。消費者の適切な商品選択に資する観点からわかりやすい表示を工夫する必要がある。

国際規格との関連性

コーデックス規格では原産国の省略が消費者を誤認させたりあるいは欺くおそれがある場合当該食品の原産国を表示しなければならないというルールとなっている。原料原産地表示については討議が続いている。日本としてもこうした国際ルールをリードしていくことが必要である、との意見も出た。

表示の実行可能性の確保

事業者の実行可能性については、原料原産地を義務付けるにあたり義務付ける基準が客観的であることが必要である。また頻繁な原材料の変更や原材料の重量順の記載ミスなど重要度が高くない事例にあっては直罰主義の対象にしないことなど、事業者の遵守可能性を配慮するとともに、消費者が求める原料原産地を明確化する必要がある。

3．加工食品の原料原産地表示の義務対象品目の選定要件の考え方について 了解

4．新たな表示方法の実効性について 了解

5．原料原産地表示義務対象品目の選定方法について

消費者からの要望が多い品目について、消費者の要望を第一に考えることが必要（平成21年8月21日食品の共同会議の報告書より）、とする意見があった。これに対して直ちに義務化を図るのではなく――

6．食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて、さらに議論を深めるべき課題 10頁13行目を修文

「消費者の選択権を確保するために食品表示があるということを念頭におき」

「食品表示が何のためにあるのかといった根本的な意義について」